

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三戸町長 沼澤修二

市町村名 (市町村コード)	三戸町 (02441)
地域名 (地域内農業集落名)	斗川地区 (斗内本村、武士沢、中堤、大舌、豊川集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月20日、令和6年2月2日、同年2月29日、同年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の意向として規模拡大、現状維持を合わせると64%で、そのうち拡大希望は6%であった。また、規模縮小は25%で、その時期は5年超42%、3年超では71%である。現状を維持する回答が多く、縮小の進行もゆるやかであることから、当面は現状の耕作が維持される。拡大希望面積40.08ha、縮小希望面積32.36haと、数値上は受け手が足りている状況。後継者なしが53%と約半数。当面は問題ないが、後継者の状況から超長期では不安が出てくる可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・区画整理されている田については、現時点で誰に受けてもらうか決められないが、将来的に受け手が見つからないということはない。畑はまとまっても受け手を探すのは難しい。(中山間地域なので、まとまった畑といっても近くにあるだけで、大型機械が入れるような一面で広い畑というのはあまりない。ほ場整備により高低差・段差を解消するのも難しいのが現状。)

・集落営農から始めいずれ法人化して地域に残っていく若い担い手に集約するのが良いと思う。

・了解が得られれば、担い手ごとにエリアを決めて任せていく方法が良いと思う。

・条件が不利な農地は今後はやっていけない。今はなんとか管理しているところもいずれ手が回らなくなる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	920 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	920 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、区域内の農地は農業上の利用及び保全管理が行われる農地である
ただし、農業機械の搬入や利用が困難で日照も悪いなど条件が不利で、かつ周辺の農地に影響のない農地については集積・集約の対象となりがたい。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地集積を進める。 著しく条件が不利な農地については地域計画からの除外を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手、担い手の意向を勘案し段階的に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手への集積・集約を進めていく上で必要であれば基盤整備について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中山間地等直接支払事業の集落協定を軸とした集落営農の取り組みを進める。 担い手を中心とした小規模な集落単位から集落営農の取り組みを進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援のサービスを行う事業者について、事業者の進出可能性や誘致について情報収集を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、クマの被害が多くなってきているが、捕獲等に携わる地域内の人材は不足している。進入防止柵と人材確保の両面で検討を進める。
 ②⑥物価高騰により経費が増大し経営を圧迫している。減肥料、減農薬について検討する。
 ③中山間地域でも活用できるスマート農業があれば活用していく。
 ⑩労働力の確保について検討していく。